

4 年金・手当

障害基礎年金

次の要件をすべて満たす人に障害基礎年金が支給されます。

- 要件 ①初診日が20歳前であるか、初診日において国民年金に加入中の人、もしくは国民年金に加入したことがある60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある人。
- ②初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。ただし、令和8年3月末日までの初診日の場合は、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと。(初診日において65歳以上の者は除く。)
- ③障害認定日(原則として初診日から起算して1年6カ月を経過した日)または障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日に一定以上の障がい(国民年金法の1・2級)の状態にあること。

○年金額

(令和5年4月分から)

年額	1級 993,750円	2級 795,000円
加算額	2人目の子まで	1人につき 各 228,700円
(子供の人数により加算)	3人目以降の子	1人につき 各 76,200円

- 支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

○窓口 日本年金機構松本年金事務所 TEL25-8100 松本市鎌田 2-8-37
国保年金課国保年金担当 TEL71-2473

障害厚生年金及び障害手当金

次の要件をすべて満たす人に障害者厚生年金が支給されます。

- 要件 ①厚生年金加入中に初診日があること。
- ②初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。ただし、令和8年3月末日までの初診日の場合は、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと。(初診日において65歳以上の者は除く。)
- ③障害認定日(原則として初診日から起算して1年6カ月を経過した日)に一定程度の障がい(国民年金法の1～3級)の状態であること。

○年金額

(令和5年4月分から)

1級	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者加給年金額 228,700円
2級	報酬比例の年金額×1.0 + 配偶者加給年金額 228,700円
3級	報酬比例の年金額×1.0 注：3級障がいは、障害基礎年金が支給されないので596,300円が最低保障される。

- 障害手当金 報酬比例の年金額×2.0を一時金として支給 (最低保障額は1,192,600円。)

○窓口 日本年金機構松本年金事務所 TEL25-8100 松本市鎌田 2-8-37

初診日時点で共済組合等に加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合等

特別児童扶養手当

身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

- 内 容 1 級 障がい児 1 人につき 月額 55,350 円
2 級 障がい児 1 人につき 月額 36,860 円
(令和 6 年 4 月分から)
- 障がい程度 1 級 身体障害者手帳 1、2 級程度、療育手帳 A1、A2 程度、または同程度以上と認められる精神障がい
2 級 身体障害者手帳 3 級程度 (一部 4 級も)、または同程度以上と認められる知的・精神障がい
・認定になる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。
- 支給制限
・所得が一定額を超える場合、支給されません。(付録 P51、52 参照)
・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。
・障がいを理由とする年金等を受給している場合、支給されません。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父・母又は養育者 (ひとり親家庭等の人) に支給されます。ひとり親家庭の人以外にも、18 歳未満の児童を養育する、重度の障がい (障害基礎年金 1 級程度) の状態にある父・母又は養育者にも支給されます。

- 障がい程度 国民年金の障害等級 1 級程度、身体障害者手帳 1、2 級程度、または同程度以上と認められる精神障がい

- 内 容 (令和 6 年 4 月から)

区分	月 額	児童加算額第 2 子	児童加算額第 3 子以降 1 人につき
全部支給	45,500 円	10,750 円	6,450 円
一部支給	所得額に応じ 45,490 円～10,740 円	10,740 円～5,380 円	6,440 円～3,230 円

※手当の支給は、児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までです。

※児童が身体障害者手帳 1～3 級もしくは療育手帳 A の交付を受けているか、又は特別児童扶養手当の支給対象となっている場合は、20 歳到達時まで手当の支給が延長されます。

- 支給制限
・所得額 (年収から給与所得控除等を行い、養育費の 8 割相当額を加算した額) により、支給区分及び支給額が決定されます。
・所得が一定額を超える場合は、一部又は全部が支給されません。
・児童が児童福祉施設等に入所しているとき、又は里親に委託されているときは支給されません。
・手当の請求者又は児童が公的年金等を受給できるとき及び、児童が父又は母に支給される公的年金等の加算の対象となっているときは、支給されない場合があります。
- 窓 口 子ども家庭支援課子育て給付係 TEL71-2255

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とし、重度の障がい者を有する 20 歳未満の人に支給されます。

○内 容 月額 15,690 円（令和 6 年 4 月分から）

○障がい程度 身体障害者手帳 1、2 級程度

療育手帳 A1 程度

精神障害者保健福祉手帳 1 級程度

（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）

○支給制限 ・所得が一定額を超える場合は、支給されません。（付録 P51、52 参照）

・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。

・障がいを理由とする年金等を受給している場合、支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とし、重度の障がいを重複して有する 20 歳以上の人等に支給されます。

○内 容 月額 28,840 円（令和 6 年 4 月分から）

○障がい程度 身体障害者手帳 1、2 級程度

療育手帳 A1 程度

精神障害者保健福祉手帳 1 級程度

（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）

○支給制限 ・所得が一定額を超える場合は支給されません。（付録 P51、52 参照）

・施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

重度心身障害者(児)福祉金

安曇野市内に住所を有する重度心身障がい者（児）を対象に支給されます。

○内 容 月額 2,000 円とし、半期ごとにまとめて支給されます。

○障がい程度 ①20 歳未満の下記のいずれかに該当する障がい者（児）

身体障害者手帳 1～3 級を交付されている人

療育手帳を交付されている人

特別児童扶養手当の支給対象児童

②20 歳以上の精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を交付されている人

○支給制限 施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

重度心身障害者(児)介護慰労金

申請年度の9月1日を基準日とし、3歳以上の重度心身障がい者（児）を基準日前の1年間のうち、180日以上自宅で介護している人に支給されます。

- 内 容 年額 50,000 円
- 要 件 基準日前の1年間継続して特別障害者手当または障害児福祉手当（うち療育手帳A1を交付されている人に限る）を受給している人を介護している人
※65歳以上で要介護3以上の人は、高齢者介護課から支給されます。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している人が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している人が死亡したり、著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

- 内 容 ・加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態になったとき
月額1口あたり 20,000 円を支給
 - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
一時金1口あたり 50,000 円～250,000 円を支給
 - ・5年以上加入し制度を脱退したとき
脱退一時金1口あたり 75,000 円～250,000 円を支給
- 加入要件 身体障害者手帳1～3級の人、知的障がい者、または精神障がい者を扶養している保護者（父母、配偶者等）で、県内に居住し、65歳未満で特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
- 掛 金 加入時の年齢により、1口月額 9,300 円～23,300 円
※掛金が減額や免除になる場合があります。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当

交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡または重度（国民年金法による障がい程度1級（身体）に相当）の障がい者となった児童に支給されます。

- 内 容 1人あたり 150,000 円
- 窓 口 安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 FAX72-9130

特定疾患患者見舞金

長野県が発行する下記要件の各受給者証を交付されている人に、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給されます。

○内 容 12,000 円

○要 件 申請年度の 11 月 1 日（基準日）現在において、安曇野市に引き続き 6 カ月以上住所を有する人で以下のいずれかの受給者証（基準日が有効期間に含まれるもの）の交付を長野県より受けている人

- ・ 特定疾患医療受給者証
- ・ ウイルス肝炎医療費受給者証
- ・ 小児慢性特定医療費医療受給者証
- ・ 特定医療費受給者証
- ・ 長野県特定疾病医療費受給者証

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

自動車事故被害者救済制度

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方は介護料を受給できる可能性があります。

○内 容 月額 36,500 円～211,530 円

○窓 口 独立行政法人 自動車事故対策機構 TEL03-5608-7560